

社保審一医療保険部会	資料2
第14回 (H17.4.20)	

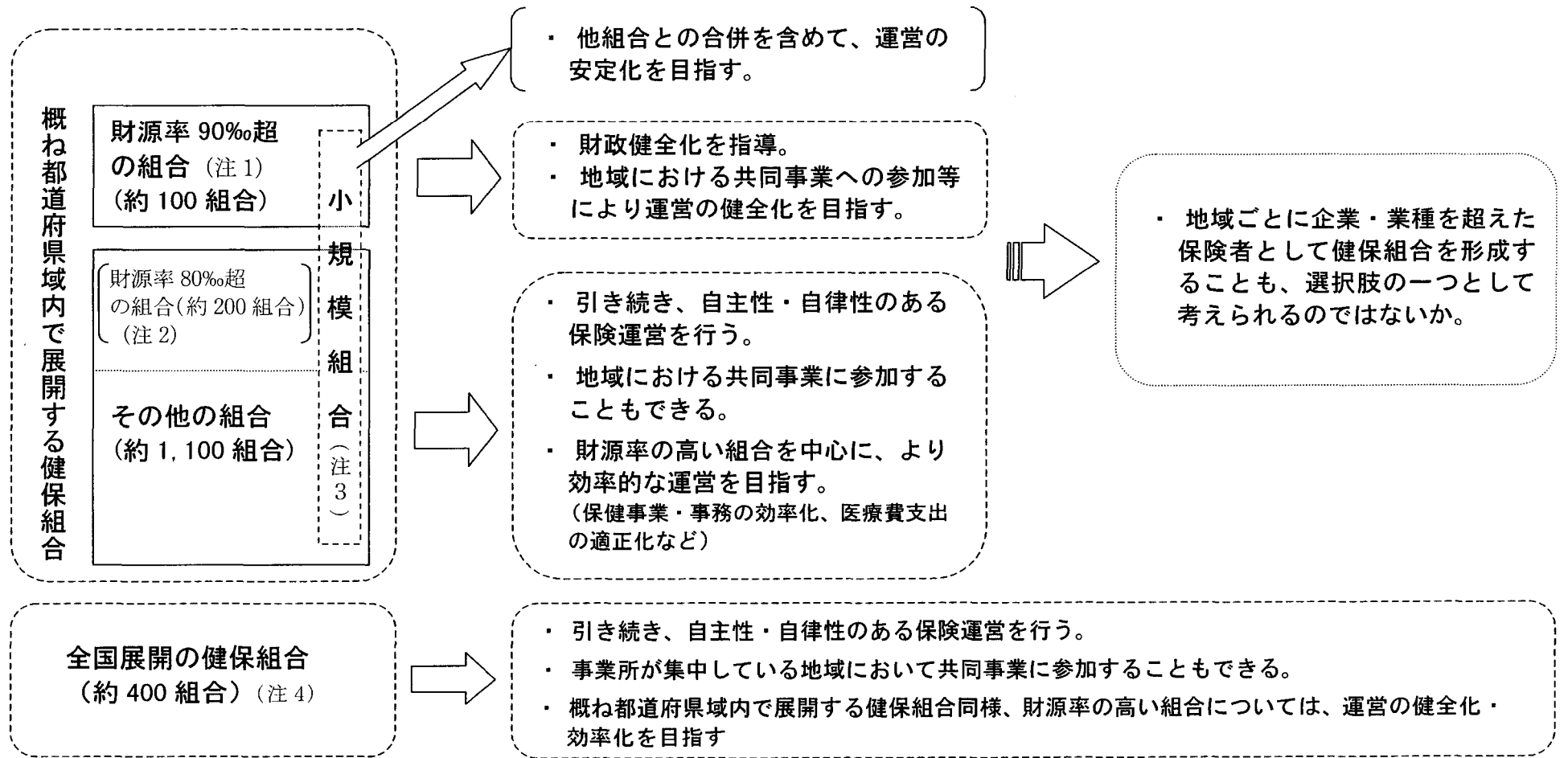
健保組合等の再編・統合について

基本方針(※)において示されている改革の方向

※健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針(平成15年3月28日閣議決定)

- 健保組合については、小規模・財政窮迫組合の再編・統合に資するよう規制緩和等を進めるとともに、再編・統合の新たな受け皿としての都道府県単位の地域型健保組合の設立を認める。
- 全国展開の健保組合や都道府県単位の健保組合で、健全かつ安定的な運営が確保されているものについては、引き続き、自主性・自律性のある保険運営を行うものとする。
- 共済組合については、その自立性を尊重しつつ、保険者としての運営の在り方を検討する。

健保組合の再編・統合の具体的なイメージ



※ 財源率＝法定の給付費・拠出金を賄うために必要な保険料率（＝（法定給付費＋老健・退職等拠出金）／総報酬）

(注1) 保険料率の上限が 95%であることを踏まえたもの。

(注2) 現行制度を前提に、政管健保の財源率を 80%として、16 年度予算ベースの財源率でそれを上回る健保組合数を試算。

(注3) 設立認可基準（被保険者数が単一組合で 700 名、総合組合で 3,000 名）に満たない組合（約 150 組合）

(注4) 単一組合については、14 年度末現在での調査に基づいて、複数の都道府県において相当数（組合が設立できる 700 名）の被保険者を有する組合を、総合組合については、規約上複数都道府県に展開している組合を、全国展開の健保組合とした。

小規模・財政窮迫組合に対する措置

1. 財政窮迫組合

(1) 指定組合制度による重点的指導

- 解散を視野に入れて財政健全化のために重点的な指導を行う。

(2) 給付費補助

- 財政基盤が脆弱な健保組合に対して、保険給付費の一部を補助し、その事業の円滑な運営を図る。

(3) 共同事務事業に対する補助

- 事務・事業の共同実施を促し、保険運営の効率化を図る。

2. 小規模組合

(1) 小規模組合の合併促進に対する補助

- 小規模組合が合併する際の1人当たり保険料額の格差を補助することにより、小規模組合の合併を促す。

(2) 共同事務事業に対する補助

- 事務・事業の共同実施を促し、保険運営の効率化を図る。

健康保険組合給付費等臨時補助金の概要

○ 補助金等の交付の目的

保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたす恐れのある健康保険組合に対し、その事業の執行に要する費用のうち、保険給付に要する費用につき補助を行い、その事業の円滑な運営を図る。

○ 補助金等の創設

- ・ 創設年度 昭和33年度に計上
- ・ 沿革 第26国会において、組合管掌の健康保険に対して、国庫負担の途を考慮すべきである旨の付帯決議があり、昭和33年度から給付費等につき補助してきている。

○ 補助区分

予算補助

○ 交付要件

1 財政窮迫組合に対する補助（①～③の全てを満たす組合）

- ① 保険料率が82%以上
- ② 財源率（法定給付費等に要する保険料換算率）が90%超
- ③ 法定準備金が3ヶ月未満

2 小規模組合合併に対する補助（①～③の全てを満たす組合）

- ① 小規模組合（単一組合：700人未満、総合組合：3000人未満）と合併
- ② 合併後も引き続き存続する組合の1人当たり年間保険料収入額が、合併により消滅した組合の1人当たり年間保険料収入額を上回っている
- ③ 合併により消滅した組合の合併直前の保険料率が82%以上

○ 17年度予算額

85.0億円

指定組合制度の概要

- 財政窮迫組合を指定し、解散を視野に入れて財政健全化のために重点的な指導を行う制度（13年度～）
- 指定の条件は、3年連続で経常収支が赤字であり、かつ、
 - ・被保険者数が設立基準未満、又は
 - ・財源率が95%以上、かつ、積立金が3か月未満の状態が3か年度継続すること。
- 指定された組合は、3か年の財政健全化計画を立てなければならない。

	指定組合数	解散数
13年	85	30
14年	24	6
15年	19	3
16年	10	1

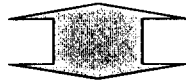
－ 共同事務事業に対する補助 －

共同事務・事業

【共同事務】

○A～Dの事務のうちいずれかを共同実施

- A レセプトの共同点検・管理
- B 高額療養費の自動算定
- C 医療費通知、減額査定通知の発行
- D 被保険者証のカード化
- E その他共同実施することにより保険者機能の強化につながるものと認められる事務



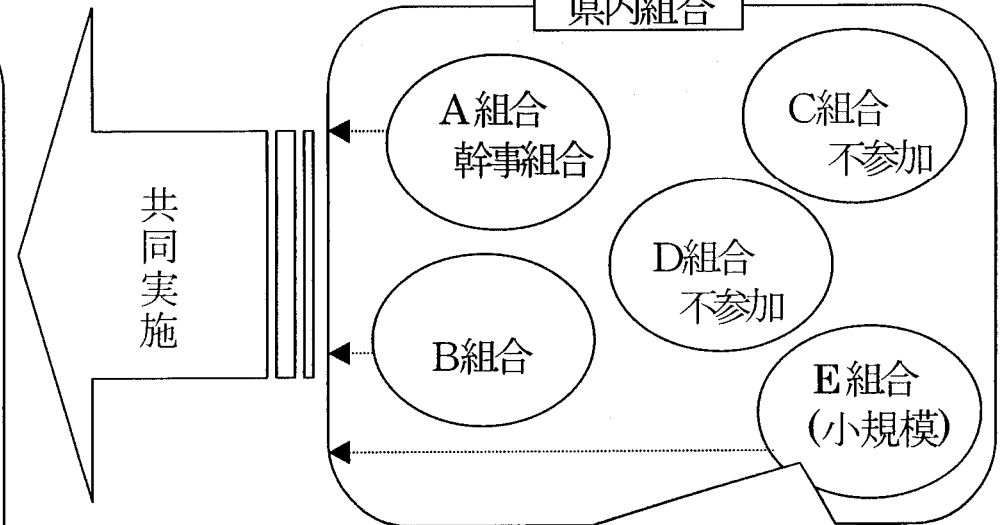
共同事務・共同事業
を併せて実施

【共同事業】

○Aの事業に加え、B～Eまでの事業のうちいずれかを共同実施

- A 健診後の事後指導事業
- B 相談機関の設置による受診・予防指導
- C 健診・人間ドック及び家族健診
- D 健康増進施設等の共同利用
- E その他共同実施することにより保険者機能の強化につながるものと認められる保健福祉事業

県内組合



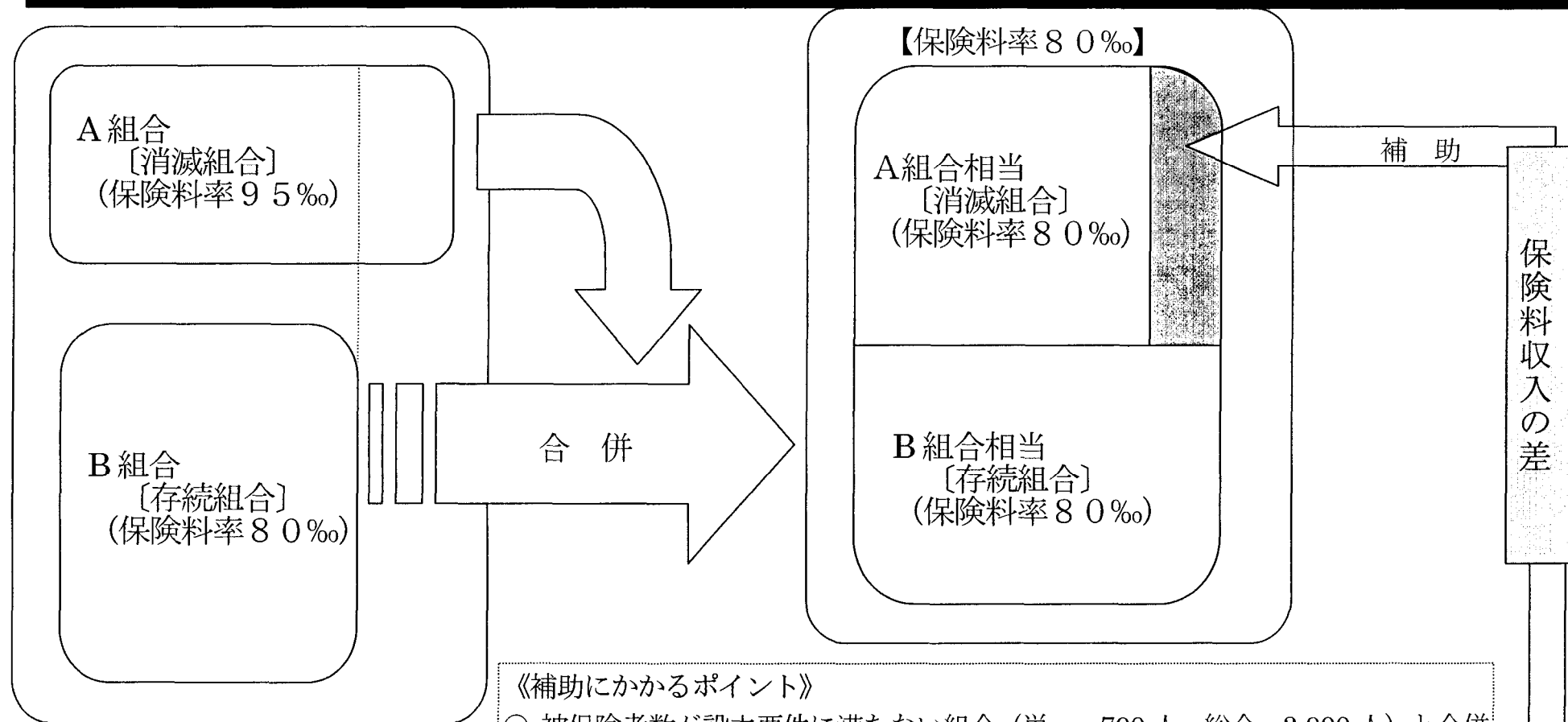
《参加組合のポイント》

- 被保険者数が設立要件を満たしていない組合又は保険給付費等に要する保険料換算率が90%を超える組合が参加していること(参加は都道府県下の一部組合で可)

《補助にかかるポイント》

- 共同事務
 - ・ 交付先は原則各組合
 - ・ 共同事務の経費の1/2以内で必要と認められた額
- 共同事業
 - ・ 交付先は健保連都道府県連合会又は幹事組合
 - ・ 共同事業の経費のうち、健診後の事後指導事業にかかる経費以内で必要と認められた額
- 事業実施の申請は6月末予定(事前に事業内容等を要調整)

－ 小規模健保組合の合併促進に対する補助 －



- 《補助にかかるポイント》
- 被保険者数が設立要件に満たない組合（単一：700人・総合：3,000人）と合併
 - 合併する月の前月末日における消滅組合の保険料率が8.2%（政管）以上
 - 合併後も安定した事業が行えると認められること
 - 合併年度より3カ年の補助予定、2年目以降は補助額を逡減予定

補助額

$$\left[\begin{array}{l} \text{当年度存続組合の一人} \\ \text{当たり年間保険料額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当年度消滅組合の一人} \\ \text{当たり年間保険料額} \end{array} \right] \times \text{消滅組合の年間} \\
 \text{平均被保険者数} \times \frac{\text{合併年月から年度末までの月数}}{12}$$

地域型健保組合について

1. 趣旨

健保組合の再編・統合の新たな受け皿として、小規模・財政窮迫の組合の統合を促進する観点から、都道府県単位の地域型健保組合の設立を認める。

2. 地域型健保組合の主な内容

地域型健保組合については、健保組合の再編・統合の有効な受け皿となるよう、既存の健保組合の再編・統合に当たって支障となっている点について以下のような措置を講じることとしてはどうか。

(1) 保険料率

- 地域型健保組合として再編・統合する健保組合については、一定期間は経過措置として、再編・統合した健保組合ごとに、複数の保険料率の設定を認めることとしてはどうか。

(2) 積立金

- 地域型健保組合として再編・統合する健保組合については、一定期間は経過措置として、統合前の組合ごとに保有していた積立金を別勘定で保有することを認めることとしてはどうか。

(3) 同種同業要件

- 地域型健保については、小規模・財政窮迫組合の統合を促進するため、異業種の健保組合同士の再編・統合の受け皿にもなるよう、同種同業の健保組合でなくても、統合を認めることとしてはどうか。

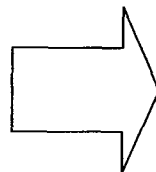
3. 政管健保との相違

- 地域型健保は、健保組合の再編統合の受け皿であることから、政管健保の適用事業所が地域型健保に加入することは認めないこと
- 政管健保は被用者保険の受け皿として位置付けられるのに対し、地域型健保組合は健保組合の再編統合の受け皿として自発的に設立され、自発的に加入した事業所により運営される保険者であること
- 政管健保は都道府県単位での財政運営となるのに対し、地域型健保は同一都道府県に複数設立されることもあり得ること

健保組合の再編統合に係る支障と地域型健保での措置について

【保険料率】

組合が合併するに当たり、保険料率が上昇する組合が生じる場合には（＝相対的に財政状況が良い組合）、当該組合としては合併に躊躇することが考えられる

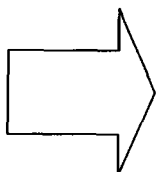


【保険料率】

地域型健保として合併する健保組合については、一定期間、経過措置として合併前の健保組合ごとの別建の料率設定を認める

【積立金】

合併により、それまで保有していた積立金は他の組合事業所と共有することとなることから、積立金を保有している組合としては、当該積立金を費消するまで（＝財政状況の悪化）、他の組合との合併に踏み切らないインセンティブが働くことが考えられる

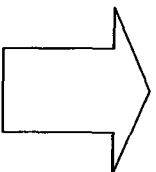


【積立金】

地域型健保として合併する健保組合については、一定期間、経過措置として合併前の健保組合ごとに別勘定を設け、合併前まで保有していた積立金について、別管理を認める

【同種同業要件】

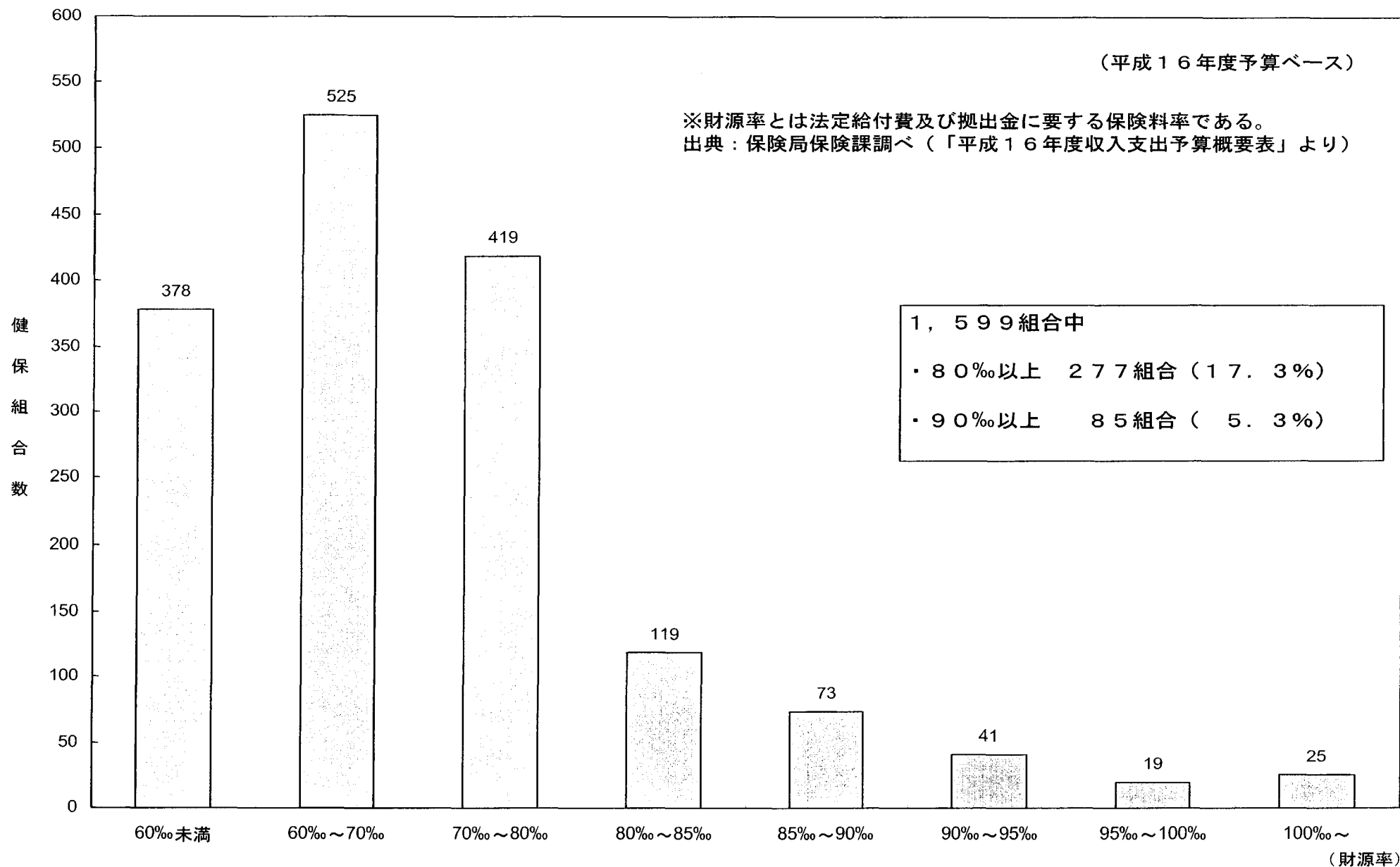
健保組合は、原則として同種同業の事業所を適用していることが必要であり、異業種の事業を適用している健保組合同士は原則として合併できない。



【同種同業要件】

地域型健保組合については、同一都道府県に存在する健保組合であれば、同種同業でなくても合併を認める

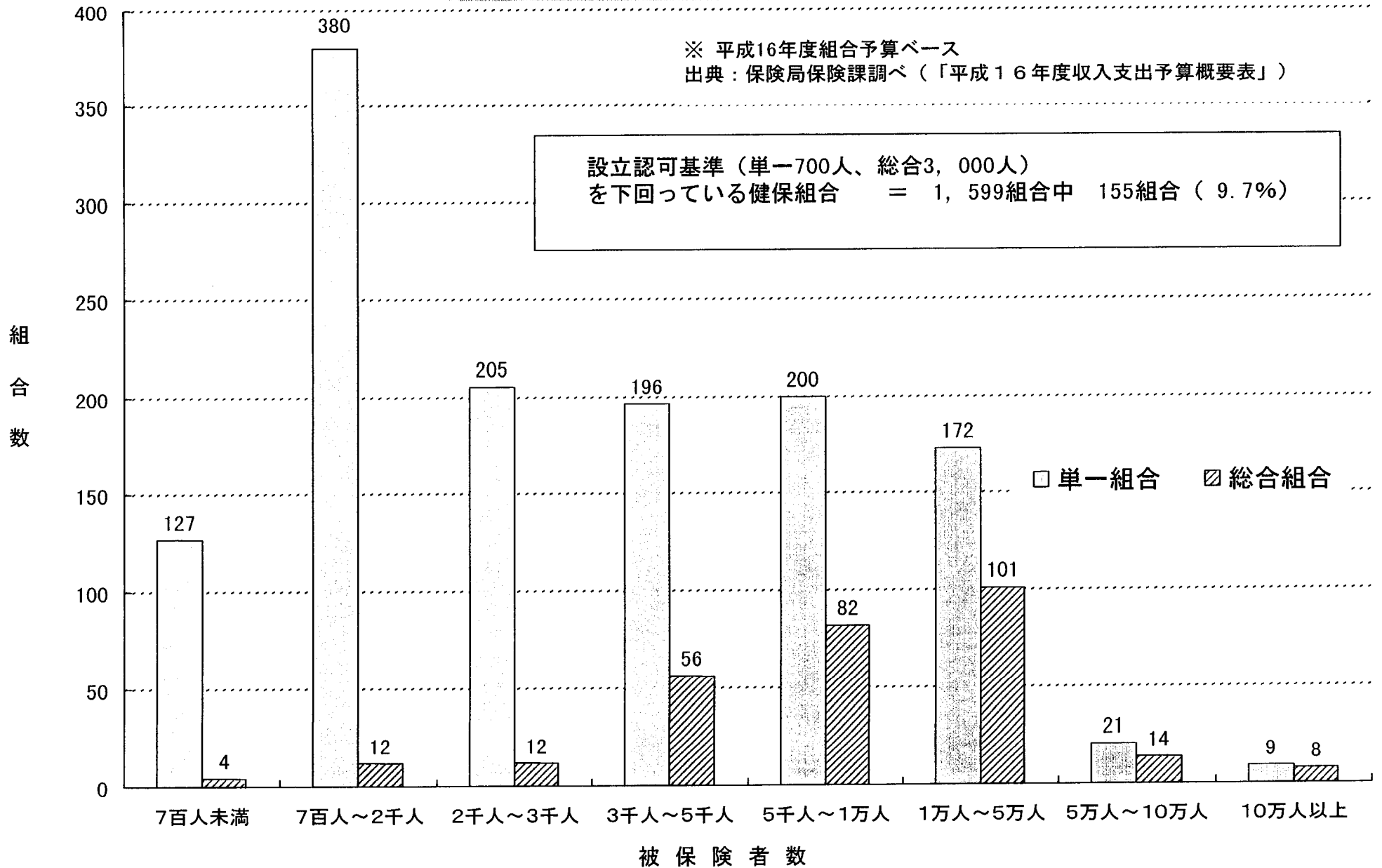
健保組合の現状（財源率別）



健保組合の現状（規模別）

※ 平成16年度組合予算ベース
 出典：保険局保険課調べ（「平成16年度収入支出予算概要表」）

設立認可基準（単一700人、総合3,000人）
 を下回っている健保組合 = 1,599組合中 155組合（9.7%）



都道府県別の健保組合の状況

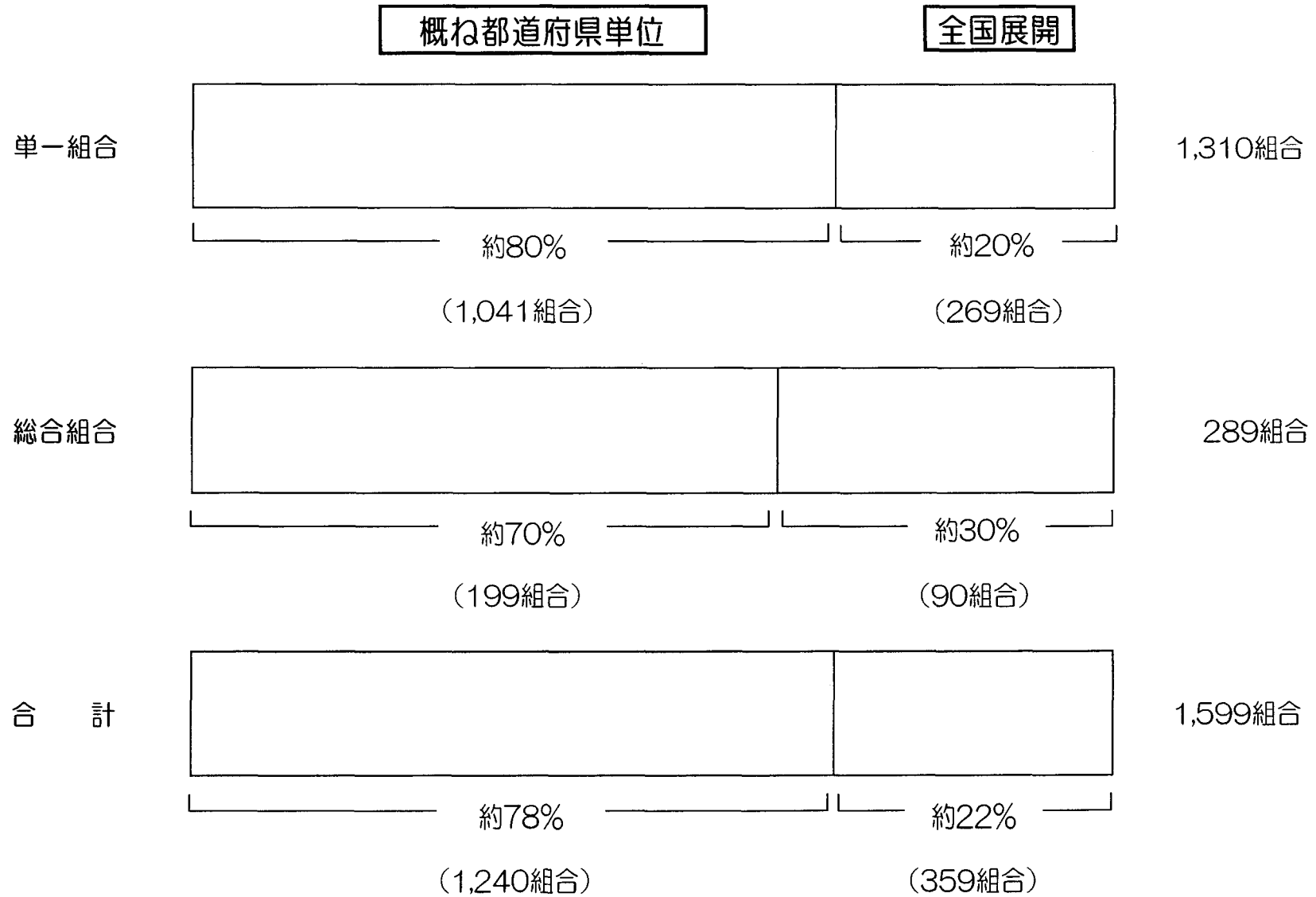
(平成16年予算ベース)

		東京	大阪	愛知	神奈川	兵庫	静岡	埼玉	千葉	京都	福岡	広島	長野	新潟	富山	岐阜	茨城	北海道	栃木	福島	群馬	宮城	石川	福井	滋賀	岡山	三重	香川
単一	組合数	514	159	94	73	52	34	27	27	24	25	20	15	17	19	12	15	10	10	13	9	8	9	8	8	9	7	8
	該当①又は②	59	36	18	17	20	11	7	6	1	10	4	4	4	7	6	2	4	3	8	1	1	1	3	3	2	1	2
	①700人以下	36	18	11	9	11	6	2	3	-	3	2	2	1	2	4	2	-	2	-	1	-	-	-	2	1	-	1
	②財源率80%超 うち財源率90%超	37 9	22 3	11 6	13 3	11 2	9 1	7 3	3 -	1 -	10 5	4 2	2 -	1 -	4 1	6 3	5 1	1 2	4 1	2 1	8 2	1 1	1 1	1 -	3 -	1 -	2 1	1 -
総合	組合数	89	41	17	18	12	15	13	11	4	4	5	7	3	1	7	3	6	4	-	4	4	3	2	2	1	2	1
	該当①又は②	7	21	6	6	9	6	9	3	1	3	3	1	2	1	3	1	3	2	-	2	2	1	1	1	-	-	1
	①3000人以下	1	3	3	-	-	1	4	-	-	1	2	1	1	1	1	1	1	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1
	②財源率80%超 うち財源率90%超	6 -	20 6	4 3	6 2	9 4	6 -	7 2	3 -	1 -	3 3	1 -	- -	2 1	- -	3 2	1 1	3 3	2 2	- 1	2 -	2 -	1 -	1 -	1 -	1 -	- -	- -
合計	組合数	603	200	111	91	64	49	40	38	28	29	25	22	20	20	19	18	16	14	13	13	12	12	10	10	10	9	9
	該当①又は②	66	57	24	23	29	17	16	9	2	13	7	5	6	8	9	3	7	5	8	3	3	2	4	4	2	1	3
	①設立要件以下	37	21	14	9	11	7	6	3	-	4	4	3	2	3	5	3	1	3	-	2	-	-	1	2	1	-	2
	②財源率80%超 うち財源率90%超	43 9	42 9	15 9	19 5	20 6	15 1	14 5	6 -	2 -	13 8	5 2	2 -	6 1	6 1	8 5	2 2	7 5	4 3	8 2	3 2	3 1	3 1	4 -	2 -	2 -	2 1	1 1

		愛媛	岩手	山形	山梨	山口	和歌山	熊本	奈良	長崎	鹿児島	島根	徳島	高知	沖縄	青森	秋田	大分	宮崎	鳥取	佐賀	計
単一	組合数	8	6	6	6	6	4	5	5	5	4	3	4	4	4	3	2	3	3	2	1	1,344
	該当①又は②	2	1	3	3	-	3	1	1	1	1	2	-	1	1	1	-	1	-	2	-	314
	①700人以下	1	1	-	2	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	127
	②財源率80%超 うち財源率90%超	1 1	- -	3 1	3 1	3 -	2 -	1 -	1 -	1 -	1 1	1 -	1 -	1 -	1 1	1 -	- -	- -	1 -	- -	2 1	- -
総合	組合数	-	1	1	1	1	2	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	295
	該当①又は②	-	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113
	①3000人以下	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
	②財源率80%超 うち財源率90%超	- -	- -	- -	1 -	- -	2 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計	組合数	8	7	7	7	7	6	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	2	1	1,599
	該当①又は②	2	1	3	4	-	5	1	1	1	2	2	-	1	1	1	-	1	-	2	-	364
	①設立要件以下	1	1	-	2	-	2	-	-	-	1	2	-	1	1	-	1	-	1	-	-	156
	②財源率80%超 うち財源率90%超	1 1	- -	3 1	4 1	- -	4 -	1 -	1 -	1 -	1 1	1 -	1 -	1 1	1 -	1 -	- -	- -	1 -	- -	2 1	- -

(注) 平成16年度組合予算の数値をもとに算出。ただし、各拠出金については平成16年度賦課額を使用。

健康保険組合の状況



※ 対象組合数は、平成16年4月1日現在の組合数である。